

1. 防火安全対策に係る3省庁緊急調査の結果について(概要)

〈調査対象〉

全国の認知症高齢者グループホーム 9,952 事業所(10,451 棟)

※1 事業所を複数棟としている場合もあるため棟数が若干上回っている。

(1) 消防用設備等の状況【消防庁調べ】

① スプリンクラー設備

	設置合計		設置義務有 (275 m ² 以上)				設置義務無 (275 m ² 未満)	
	設置有	設置無	設置有	設置無	うち 違反	うち 経過措置中	設置有	設置無
棟数	4,129	6,322	3,987	4,351	20	4,331	142	1,971
割合	39.5%	60.5%	47.8%	52.2%	0.5%	99.5%	6.7%	93.3%

② 自動火災報知設備

	設置有	設置無		
			うち 違反	うち 経過措置中
棟数	8,977	1,474	25	1,449
割合	85.9%	14.1%	1.7%	98.3%

③ 消防機関へ通報する火災報知設備

	設置合計		設置義務有				設置義務無	
	設置有	設置無	設置有	設置無	うち 違反	うち 経過措置中	設置有	設置無
棟数	7,634	2,817	7,602	2,739	22	2,717	32	78
割合	73.0%	27.0%	73.5%	26.5%	0.8%	99.2%	29.1%	70.9%

(2) 防火管理関係【消防庁調べ】

	防火管理者			消防計画			消防訓練			防災規制		設備点検報告	
	選任	未選任	義務無	届出	未届出	義務無	実施	違反	義務無	使用	違反	報告	未報告
棟数	10,009	335	107	9,901	443	107	9,268	1,076	107	9,409	1,042	9,683	768
割合	95.8%	3.2%	1.0%	94.7%	4.2%	1.0%	88.7%	10.3%	1.0%	90.0%	10.0%	92.7%	7.3%

(3) ユニット別の職員の夜間勤務体制 【厚生労働省調べ】

	夜勤人数	施設数	割合
1ユニット	1人	3,809	96.8%
	2人	127	3.2%
	合計	3,936	100.0%
2ユニット	1人	866	16.5%
	2人	4,367	83.5%
	合計	5,233	100.0%

※無回答は除く

(4) 避難訓練への地域住民の参加 【厚生労働省調べ】

	施設数	割合
有	2,632	26.5%
無	7,318	73.5%
合計	9,950	100.0%

※無回答は除く

(5) 建築基準法令への適合状況 【国土交通省調べ】

	件数	割合												
認知症高齢者グループホーム	9,952 件													
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>建築基準法令(建築確認等の手続関係規定)に関する違反を把握したものの件数</td> <td>1,114 件</td> <td>11.2%</td> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>うち用途変更に関するもの</td> <td>391 件</td> <td>3.9%</td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築基準法令(非常用照明装置、排煙設備等の防火・避難関係規定)に関する違反を把握したものの件数</td> <td>889 件</td> <td>14.9% ※</td> </tr> </table>	建築基準法令(建築確認等の手続関係規定)に関する違反を把握したものの件数	1,114 件	11.2%	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>うち用途変更に関するもの</td> <td>391 件</td> <td>3.9%</td> </tr> </table>	うち用途変更に関するもの	391 件	3.9%			建築基準法令(非常用照明装置、排煙設備等の防火・避難関係規定)に関する違反を把握したものの件数	889 件	14.9% ※		
建築基準法令(建築確認等の手続関係規定)に関する違反を把握したものの件数	1,114 件	11.2%												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>うち用途変更に関するもの</td> <td>391 件</td> <td>3.9%</td> </tr> </table>	うち用途変更に関するもの	391 件	3.9%											
うち用途変更に関するもの	391 件	3.9%												
建築基準法令(非常用照明装置、排煙設備等の防火・避難関係規定)に関する違反を把握したものの件数	889 件	14.9% ※												

※防火・避難関係規定に関する違反について点検済のもの(5,951 件)に対する割合

2. 調査結果を踏まえた対処方針について

調査結果を踏まえ、今後各省庁において当面以下の措置を講じることとする。

〔消防庁〕

(1) 消防法施行令改正に係る指導

平成19年6月消防法施行令等改正によるスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関に通報する火災報知設備の設置基準強化について、経過措置期間中（平成24年3月31日まで）のものにあっても早期の設置を促進する。

(2) 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項が認められた施設等について、特に違反が多く認められた防火管理面の対策の徹底等、重点的な是正指導を推進する。

(3) 避難対策の充実等

夜間を想定し、施設等の構造、入所者の人数、管理体制等の具体的状況に即した避難訓練の実施により、適切な避難誘導體制の確保を図る。

また、消防用設備等の自主設置を含め避難対策のさらなる充実や出火防止対策の徹底を図る。

〔厚生労働省〕

(1) 消防用設備の整備について

現在スプリンクラー設備の設置義務の無い275㎡未満の認知症高齢者グループホームについて、早期にスプリンクラー設備の整備が図られるよう支援する。併せて、自動火災報知設備及び消防機関に通報する火災報知設備の設置についても支援することとし、そのあり方について検討する。

(2) 地域との連携体制の促進

認知症高齢者グループホームにおいて、非常災害時に地域住民・消防関係者等との円滑な連携が図られるよう、地域住民が参加する避難訓練の実施や、運営推進会議における消防関係者の出席要請などを促す。

〔国土交通省〕

(1) 緊急点検未完了物件の点検実施

緊急点検が完了していない特定行政庁には、引き続き、点検の実施と結果の報告を求める。

(2) 建築基準法令違反の是正の徹底

建築基準法令に違反する事項が認められた物件については、特定行政庁に対して、迅速な違反是正に取り組むよう要請するとともに、国土交通省において、定期的なフォローアップ調査を行い、その結果を公表する。